

消防計画作成時の留意事項

- (1) 観客が多数入場する施設は、必要に応じて入場制限措置を行うなど、観客の安全確保、混乱防止及び避難誘導を主眼とした計画とすること。なお、催事施設などの劇場等については、大阪市火災予防条例第 53 条の規定による劇場等の定員を遵守すること。
- (2) 「2025 年日本国際博覧会防災基本計画」や「2025 年日本国際博覧会協会（大阪・関西万博）防火・防災等に関するガイドライン」を十分に理解し、博覧会協会に設置される協会警備隊及び協会救護隊と連携した自衛消防の組織づくりを図ること。
- (3) スタッフその他の関係者に周知徹底を図り、消防計画に定められた任務の主となる担当者が不在の場合でも、対応できる組織づくりを図ること。
- (4) 個々の施設特有の危険要因に着眼し、これに対する具体的な対策を図ること。
- (5) 作成例や形式にとらわれず、必要な項目の欠落がないようにすること。